

市長選挙 市議会議員補欠選挙

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎内線3217

任期満了に伴う市長選挙と欠員による市議会議員補欠選挙が、4月20日(日)告示、4月27日(日)投票の日程で行われます。この選挙は、私たちの暮らしに最も身近で、今後の市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。皆さん、忘れずに投票しましょう。

投票日 4月27日(日)



投票時間と投票所

投票時間 午前7時～午後7時
(平川集落センターと根利集会所は午後6時まで)

投票所 市内35カ所

投票できる人

日本国籍を有し、次の要件を全て満たす人。

- ▼平成6年4月28日以前に生まれた人
- ▼1月19日以前から、本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ▼選挙人名簿登録されている人

※4月1日以降に本市に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

投票日まで他市町村へ転出した人は投票できません

投票所入場券

世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かない場合や紛失した場合でも、本人確認ができれば

期日前投票

投票日に行きたくないので、投票所係員に申し出てください。

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

期間 4月21日(月)から26日(土)までの午前8時30分～午後8時

場所 市役所市民ホール／白沢町振興局ロビー／利根町振興局ロビー

代理投票と点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は、事前に申し出ることで、投票所の係員による代理記載で投票ができます。また、目の不自由な人は点字で投票ができます。



開票

開票は、投票日の4月27日(日)午後8時15分から沼田小学校屋内運動場で行います。投票状況と開票結果は市ホームページに随時掲載します。

立候補届け出受け付け

とき 4月20日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所北庁舎3階第三会議室

選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を、4月24日(木)の新聞折り込みで各世帯へ配布(予定)します。新聞未購読者は各町区長宅や下川田町・南郷地区委員宅、市役所や白沢・利根町振興局などの市関係施設、沼田郵便局、沼田駅に設置しますので、ご覧ください。希望者には郵送しますので、選挙管理委員会へ連絡してください。

インターネットを利用した選挙運動

▼有権者
有権者はウェブサイト(ホー

投票所一覧

投票区名	投票場所	区域
第1投票区	沼田市立沼田小学校屋内運動場	東倉内町、西倉内町、柳町
第2投票区	高橋場町住民センター	高橋場町
第3投票区	東原新町会館	桜町、東原新町
第4投票区	上原町区民館	上原町
第5投票区	群馬県立沼田高等学校第二体育館	材木町、西原新町、上之町
第6投票区	坊新田町公民館	馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町
第7投票区	下町住民センター	榛名町、清水町、薄根町
第8投票区	沼田市立升形小学校屋内運動場	戸鹿野町、新町、栄町
第9投票区	沼田市利南公民館	沼須町、上沼須町
第10投票区	沼田市立利南東小学校屋内運動場	下久屋町(1地区・2地区)、上久屋町
第11投票区	沼田市水道会館	下久屋町(3地区・4地区・5地区)、久屋原町
第12投票区	横塚町公民館	横塚町
第13投票区	沼田市池田公民館	中発知町、発知新田町、下発知町
第14投票区	佐山町南部生活改善センター	佐山町
第15投票区	上発知町生活改善センター	上発知町
第16投票区	岡谷町生活改善センター	岡谷町
第17投票区	奈良町農事研修所	奈良町、秋塚町
第18投票区	沼田市薄根公民館	下沼田町、善桂寺町、町田町
第19投票区	堀廻町構造改善センター	宇楚井町、原町、堀廻町、大釜町
第20投票区	石墨町多目的集会所	石墨町、戸神町
第21投票区	硯田町公民館	白岩町、硯田町
第22投票区	沼田市外二箇村組合衛生センター	恩田町、井土上町
第23投票区	上川田町住民センター	上川田町
第24投票区	沼田市川田公民館	下川田町、篠尾町、今井町
第25投票区	屋形原町農村婦人の家	屋形原町
第26投票区	旧沼田市立川田小学校岩本分校	岩本町
第27投票区	沼田市白沢創作館	高平(塩水の一部を除く)、生枝、平井(堰市・前大反・後大反)、上古語父(道祖神の一部)
第28投票区	尾合集会所	岩室、尾合、平出(堰市・前大反・後大反・狐塚・高岩を除く)
第29投票区	上古語父集会所	上古語父(道祖神の一部を除く)、下古語父、高平(塩水の一部)、平出(狐塚・高岩)
第30投票区	沼田市利根町振興局	追貝、大楊、高戸谷
第31投票区	平川集落センター	千鳥、平川
第32投票区	大原集会所	老神、穴原(島古井)、大原、園原
第33投票区	南郷集会所	穴原(島古井を除く)、柿平、小松、日向南郷、日影南郷、青木、砂川(八軒家を除く)
第34投票区	根利集会所	根利
第35投票区	多那地区コミュニティセンター	輪組、多那、石戸新田、二本松、砂川(八軒家)

▼候補者や政党など

候補者や政党などは、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動ができます。

その他

電子メールアドレスの表示が義務づけられています。また、選挙運動は、告示日から投票日の前日までしか行うことができません。

大事な投票、忘れずに!



不在者投票

■他市町村に滞在している人
投票する資格があつて他市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

■指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した施設(市内では沼田病院、利根中央病院、内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、大誠苑、

■郵便等による不在者投票

4月23日(水)までに選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。詳細は左枠内のとおりです。

郵便等による不在者投票の対象者

体が不自由で投票所に行けない人のうち、自ら投票の記載ができる人は郵便等による不在者投票ができます。対象者は右表のとおりです。
※事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付が必要です

■身体障害者手帳	
障害名	障害の程度
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級、または2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級、または3級
肝臓・免疫の障害	1級～3級

■戦傷病者手帳	
障害名	障害の程度
両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症

■介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	障害の程度
要介護5	要介護5

郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人で、右表に該当する人はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。

■身体障害者手帳	
障害名	障害の程度
上肢または視覚障害	1級

■戦傷病者手帳	
障害名	障害の程度
上肢または視覚障害	特別項症～第2項症